

## ○防衛施設庁告示第七号

防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第五条の規定に基づき、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一百一号）第三条第二項各号に掲げる施設について、それぞれ音響の強度及びびん度を次のように定めたので、同令第十九条の規定により、告示する。

昭和四十九年六月二十七日

防衛施設庁長官 久保 卓也

改正

- 昭和五十年九月十二日  
防衛施設庁告示第十一号
- 昭和六十一年十月十四日  
防衛施設庁告示第十二号
- 昭和六十二年十二月一日  
防衛施設庁告示第十五号
- 平成三年十月二十五日  
防衛施設庁告示第九号
- 平成五年四月一日  
防衛施設庁告示第五号
- 平成五年四月一日  
防衛施設庁告示第六号
- 平成九年四月一日  
防衛施設庁告示第六号
- 平成九年九月三十日  
防衛施設庁告示第十三号
- 平成十年四月一日  
防衛施設庁告示第四号
- 平成十年四月九日  
防衛施設庁告示第五号
- 平成十一年四月一日  
防衛施設庁告示第七号

- （平成十八年九月二十九日 防衛施設庁告示第八号）
- （平成二十四年三月三十日 防衛省告示第七十四号）
- （平成二十七年四月一日 防衛省告示第六十四号）
- （平成二十九年三月二十九日 防衛省告示第五十五号）
- （令和六年三月二十九日 防衛省告示第八十五号）

学校（幼稚園を除く。）、専修学校、児童自立支援施設及び職業能力開発校については別表第一の各号のいずれか、幼稚園、保育所並びに家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設及び幼保連携型認定こども園については別表第二の各号のいずれか、福祉型障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。）、児童発達支援センター（肢体不自由（同法第六条の二の二第二項に規定するものをいう。以下同じ。）のある児童に対して治療を行うものを除く。）、身体障害者福祉センター、障害者支援施設及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）、を行う施設については別表第三、病院、診療所、助産所、医療型障害児入所施設（同法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設をいう。）、児童発達支援センター（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る。）、救護施設、特別養護老人ホーム、老人介護支援センター及びこども家庭センター（母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第二十一条第一号から第四号までに掲げる事業を行うものに限る。）については別表第四の各号のいずれか、保健所及び老人デイサービスセンターについては別表第五のとおりとする。

別表第一

番号	音響の強度及び頻度
一 一 授業単位時間（五十分の場合を標準とする。）	七十デシベル以上の音響が十回以上又は八十デシベル以上の音響が五回以上。ただし、八十デシベル以上の音響が四回以下の場合であつて、その継続時間の合計が次のそれぞれに該当するときは、八十デシベル以上の音響が五回以上とみなす。 四回の場合 二分以上 三回の場合 四分以上 二回の場合 六分以上 一回の場合 八分以上
二 一日の授業時間（一授業単位時間が五十分である場合の六授業単位時間をもって一日の	九十デシベル以上の音響が十回以上。ただし、九回以下の場合であつて、その継続時間の合計が、次のそれぞれに該当するときは、十回以上とみなす。 九回の場合 二分以上

授業時間としているときを標準とする。）

- 八回の場合 四分以上
- 七回の場合 六分以上
- 六回の場合 八分以上
- 五回の場合 十分以上
- 四回の場合 十二分以上
- 三回の場合 十四分以上
- 二回の場合 十六分以上
- 一回の場合 十八分以上

- 注1 第一号に掲げるものは、上欄の単位時間内における音響の強度及び頻度が下欄の基準に達する場合において、当該単位時間数の一週間に  
おける合計が、一週間の単位時間の総数の二十パーセント以上であり、かつ、この状態が通常継続していると認められる場合のものとする。
- 2 第二号に掲げるものは、上欄の単位時間当たりの音響の強度及び頻度が、下欄の基準に達し、かつ、この状態が通常継続していると認められる場合のものとする。
- 3 第二号の音響の頻度は、一週間の授業時間内における音響の頻度の単位時間当たりの平均値によるものとする。
- 4 職業能力開発校については、この表中「授業」とあるのは「訓練」と読み替えるものとする。

別表第二

番号	単位時間	音響の強度及び頻度
一	一日の教育又は保育の開始時から連続した四時間を四等分した時間	七十デシベル以上の音響が十二回以上又は八十デシベル以上の音響が五回以下の場合であつて、その継続時間の合計が次のそれぞれに該当するときは、八回以上とみなす。 五回の場合 二分以上 四回の場合 四分以上 三回の場合 六分以上 二回の場合 八分以上 一回の場合 十分以上
二	一日の教育又は保育の開始時から連続した四時間	九十デシベル以上の音響が八回以上。ただし、七回以下の場合であつて、その継続時間の合計が次のそれぞれに該当するときは、八回以上とみなす。 七回の場合 二分以上 六回の場合 四分以上 五回の場合 六分以上

	<p>四回の場合 八分以上  三回の場合 十分以上  二回の場合 十二分以上  一回の場合 十四分以上</p>
--	---

注1 第一号に掲げるものは、上欄の単位時間内における音響の強度及び頻度が、下欄の基準に達する場合において、当該単位時間数の一週間における合計が、一週間の単位時間の総数の二十パーセント以上であり、かつ、この状態が通常継続していると認められる場合のものとする。

2 第二号に掲げるものは、上欄の単位時間当たりの音響の強度及び頻度が、下欄の基準に達し、かつ、この状態が通常継続していると認められる場合のものとする。

3 第二号の音響の頻度は、一週間の教育又は保育の時間（一日の教育又は保育の開始時から連続した四時間を超える部分を除く。）内における音響の頻度の単位時間当たりの平均値によるものとする。

別表第三

単位時間	音響の強度及び頻度
<p>一日の学習指導の開始時から連続した四時間を四等分した時間</p>	<p>七十デシベル以上の音響が十回以上又は八十デシベル以上の音響が五回以上。ただし、八十デシベル以上の音響が四回以下であって、その継続時間の合計が次のそれぞれに該当するときは、八十デシベル以上の音響が五回以上とみなす。</p> <p>四回の場合 二分以上  三回の場合 四分以上  二回の場合 六分以上  一回の場合 八分以上</p>

注 この表は、上欄の単位時間内における音響の強度及び頻度が下欄の基準に達する場合において、当該単位時間数の一週間における合計が、一週間の単位時間の総数の二十パーセント以上であり、かつ、この状態が通常継続していると認められる場合のものとする。

別表第四

番号	時刻区分	単位時間	音響の強度及び頻度

一	八時から十八時まで	当該区分の全時間を十等分した時間	七十デシベル以上の音響が三回以上
二	十八時から二十三時まで	当該区分の全時間を五等分した時間	七十デシベル以上の音響が二回以上
三	二十三時から八時まで	当該区分の全時間	八十デシベル以上の音響が四回以上

注 この表は、上欄のいずれかの時刻区分に対応する中欄の単位時間内における音響の強度及び頻度が、下欄の基準に達する場合において、当該単位時間数の一週間における合計が、当該時刻区分の一週間の単位時間の総数の三十パーセント以上（二十三時から八時までの時刻区分にあつては百パーセント）であり、かつ、この状態が通常継続していると認められる場合のものとする。

別表第五

単位時間	音響の強度及び頻度
一日の業務の開始時から終了時までの間（休憩時間を除く。）の各一時間	七十デシベル以上の音響が四回以上

注 この表は、上欄の単位時間内における音響の強度及び頻度が、下欄の基準に達する場合において、当該単位時間数の合計が、一週間の単位時間の総数の三十パーセント以上であり、かつ、この状態が通常継続していると認められる場合のものとする。

附 則〔平成十八年防衛施設庁告示第八号〕

- 1 この告示は、平成十八年十月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の日から障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、本則の規定による改正後の昭和四十九年防衛施設庁告示第七号中「障害者支援施設及び」とあるのは「障害者支援施設、」と、「行う施設」とあるのは「行う施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設」と、「及び母子健康センター」とあるのは「母子健康センター及び身体障害者療護施設」とする。

附 則〔平成二十四年防衛省告示第七十四号〕

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則〔平成二十七年防衛省告示第六十四号〕

この告示は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附 則〔平成二十九年防衛省告示第五十五号〕

この告示は、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則〔令和六年防衛省告示第八十五号〕

この告示は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の施行の日から施行する。